

令和 7 年

第 2 回小山市議会定例会
議 案 参 考 資 料

小 山 市

令和 7 年第 2 回小山市議会定例会
議 案 参 考 資 料

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 4 0 号	小山ふれあいドッグラン広場の設置及び管理に関する条例の制定について	4
議 案 第 4 5 号	建設工事請負契約の締結について	6
議 案 第 4 6 号	建設工事請負契約の締結について	1 0
議 案 第 4 7 号	建設工事請負契約の締結について	1 3
議 案 第 4 8 号	建設工事請負契約の締結について	1 6
議 案 第 4 9 号	建設工事請負契約の一部変更について	1 9
議 案 第 5 0 号	財産の取得について	2 1
議 案 第 5 1 号	財産の取得について	2 3
議 案 第 5 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 5
議 案 第 5 3 号	専決処分の承認を求めることについて	2 7
議 案 第 5 4 号	専決処分の承認を求めることについて	2 9
議 案 第 5 5 号	専決処分の承認を求めることについて	3 0

小山ふれあいドッグラン広場の設置及び管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小山ふれあいドッグラン広場の設置及び管理に関する条例（令和7年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 条例第3条に規定する規則で定める小山ふれあいドッグラン広場（以下「ドッグラン広場」という。）の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から9月30日まで 午前6時から午後7時まで
- (2) 10月1日から翌年の3月31日まで 午前7時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、ドッグラン広場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

（休場日）

第3条 条例第3条に規定する規則で定めるドッグラン広場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、ドッグラン広場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休場日を変更し、又はドッグラン広場を臨時に休場することができる。

（登録の申請）

第4条 条例第4条第2項に規定する登録の申請は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 申請者が所有又は管理しドッグラン広場を利用させようとする犬の所在地、種類、生年月日、毛色、犬の性別、名及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の原簿の登録番号
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第4条第2項に規定する登録の申請をしようとする者は、市長に対し、前

項第2号の犬が狂犬病予防法第5条第1項の狂犬病の予防注射を受けたことを確認できる資料を提出しなければならない。

3 条例第4条第2項に規定する登録の申請は、申請者1人あたり犬2頭まで行うことができるものとする。

(登録の更新の申請)

第5条 条例第5条第3項において準用する条例第4条第2項の規定による登録の更新の申請は、条例第5条第1項の有効期間が満了する日の3月前から当該有効期間が満了する日までの間に行うものとする。

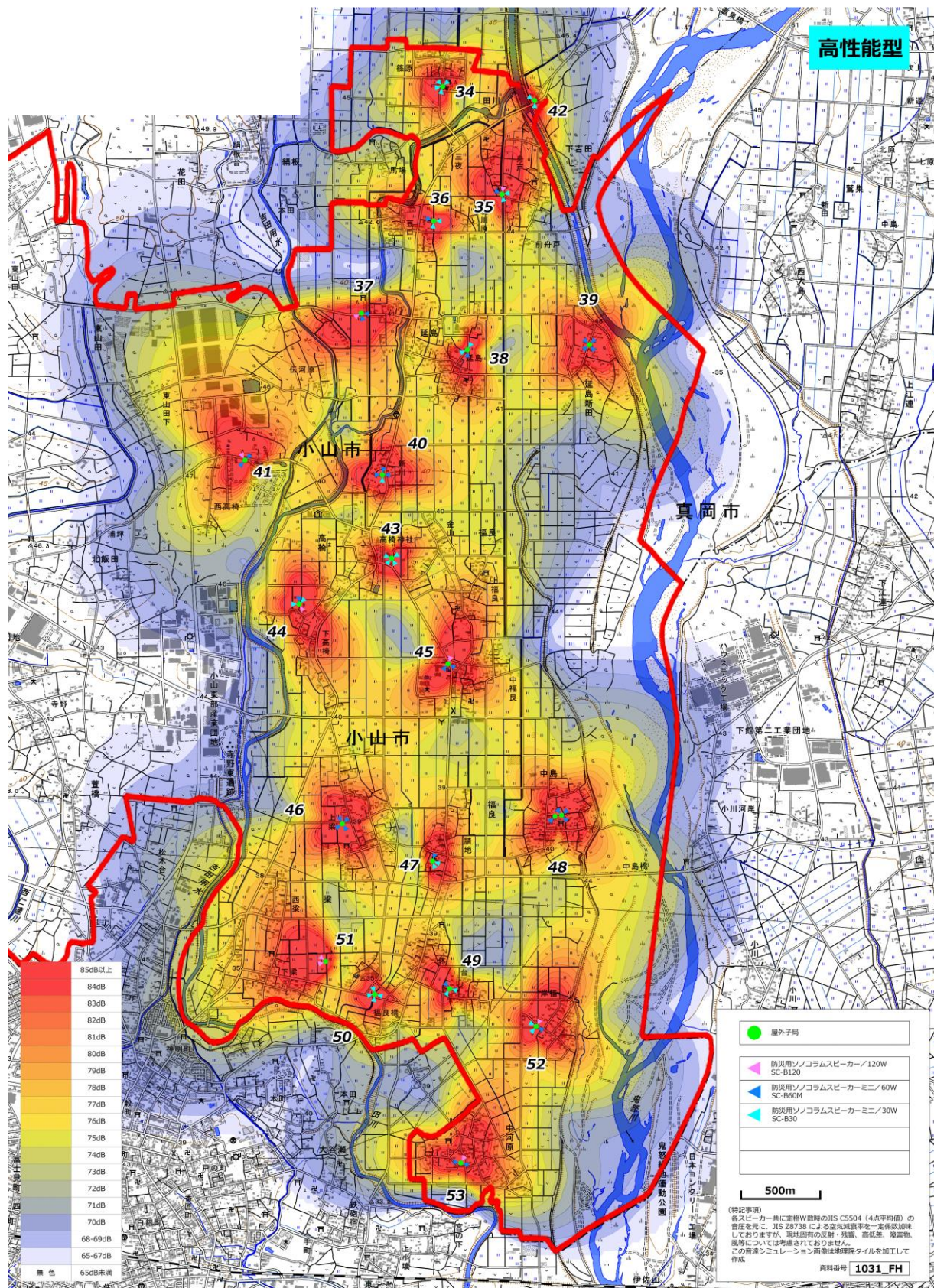
(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行のため必要な事項は、市長が別に定める。

工 事 概 要 書

- 1 工事名 同報系防災行政無線子局増設更新工事
- 2 工事箇所 絹地区全域及び小山市中央町1丁目1番1号
- 3 工期 令和8年3月10日 完成
- 4 工事内容
同報系防災行政無線子局増設工 1式
 - (1) 親局設備 デジタル無線送受信装置、操作卓、
空中線（アンテナ）、音声増幅装置、高性能スピーカ
 - (2) 屋外拡声子局設備 屋外受信拡声装置、高性能スピーカ、
空中線（アンテナ）、スピーカ柱（鋼管柱）
 - (3) 戸別受信機設備 戸別受信機、空中線（アンテナ）
 - (4) 遠隔制御設備 遠隔制御装置

同報系防災行政無線子局増設箇所配置図



同報系防災行政無線子局増設箇所一覧

番号	設置箇所	設置住所
34	篠原公民館 西側敷地内	大字田川地内
35	舟戸公民館 東側敷地内	大字田川 232
36	延島上公民館（文化伝承館） 東側敷地内	大字延島地内
37	延島神社 西側敷地内	大字延島 2168
38	延島下公民館	大字延島地内
39	延島新田公民館 東側敷地内	大字延島新田 570
40	新川公民館 東側敷地内	大字高椅地内
41	やすらぎの森 多目的広場北側	大字高椅 1739
42	船戸大橋 東側	大字田川字北川原地内
43	小山市立絹保育所 東側敷地内	大字高椅 482-1
44	下高椅共同水道第 2 号井戸東側敷地内	大字高椅地内
45	絹義務教育学校 東校舎 北東側敷地内	大字福良 2240-1
46	塚越墓地 東側敷地内	大字梁字沼田地内
47	請地公民館 西側敷地内	大字福良地内
48	中島公民館 北側敷地内	大字中島 1122-3
49	台公民館 東側敷地内	大字福良 867
50	農業集落排水事業福良地区処理施設 西側敷地内	大字福良 182
51	孫内墓地 東側敷地内	大字梁地内
52	福良公園 南側敷地内	大字福良地内
53	中河原集落センター 南側敷地内	大字中河原地内

※番号 1～33 は既設設備（市南西部）

入札経過調書

316 No.1

案件名：【R6-316】同報系防災行政無線子局増設更新
工事

開札 令和7年 4月18日

施工箇所： 絹地区全域及び小山市中央町1丁目1番1号

予定価格	281,567,000円
消費税相当額	25,597,000円

契約金額	256,300,000円
消費税相当額	23,300,000円

業者名	第1回順位		第2回		落札率		摘要
パナソニックコネクスト・通信 放送設備特定建設工事共同企 業体	233,000,000	1			91.03	%	落札
沖電気工業・柴電工業特定建 設工事共同企業体	235,490,000	2					
日本無線・虎屋特定建 設工事共同企業体	235,490,000	2					

※ 入札書記載金額に当該金額の10%に相当する金額を加算したものが、契約金額である。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 小山市立乙女小学校校舎外壁改修工事

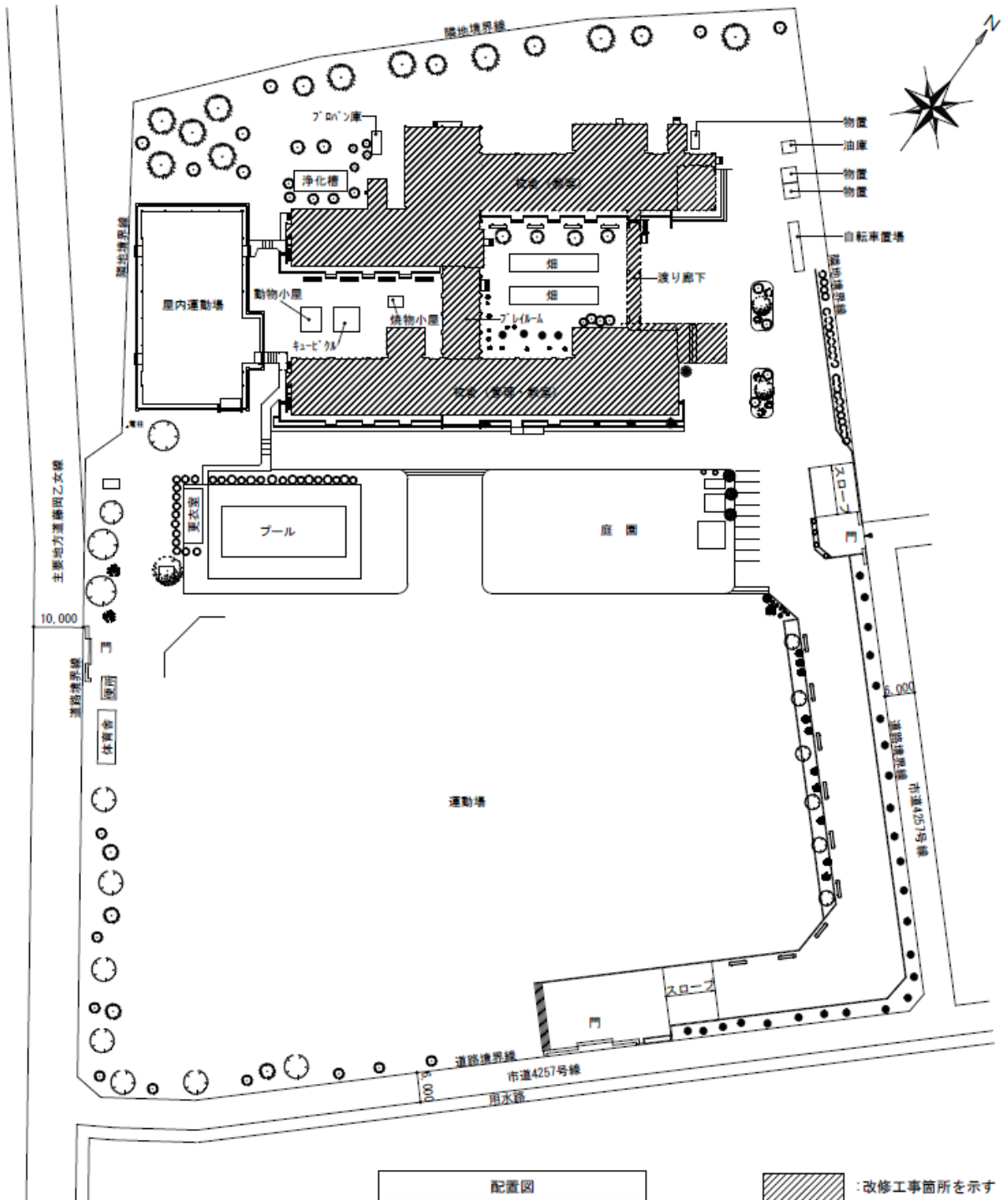
2. 工 事 箇 所 小山市大字乙女1954番地

3. 工 期 令和8年1月16日完成

4. 工 事 内 容 外壁改修工事

(1) 校舎 鉄筋コンクリート造 地上3階建て
延床面積 6,104㎡

外壁：ひび割れ・欠損補修、防水形複層塗材E



書 調 過 經 札 入

6 No. 5

案 件 名：【R7-6】小山市立乙女小学校校舍外壁改修工
事

開 札 | 令和7年 5月16日

施工箇所： 小山市大字乙女1954番地

予 定 価 格	179,575,000円
消費税相当額	16,325,000円

契約金額	176,000,000円
消費税相当額	16,000,000円

[illegible]

※ 入札書記載金額に当該金額の10%に相当する金額を加算したものが、契約金額である。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 小山市立大谷北小学校校舎屋上・外壁改修工事

2. 工 事 箇 所 小山市犬塚5丁目6番地10

3. 工 期 令和8年2月27日完成

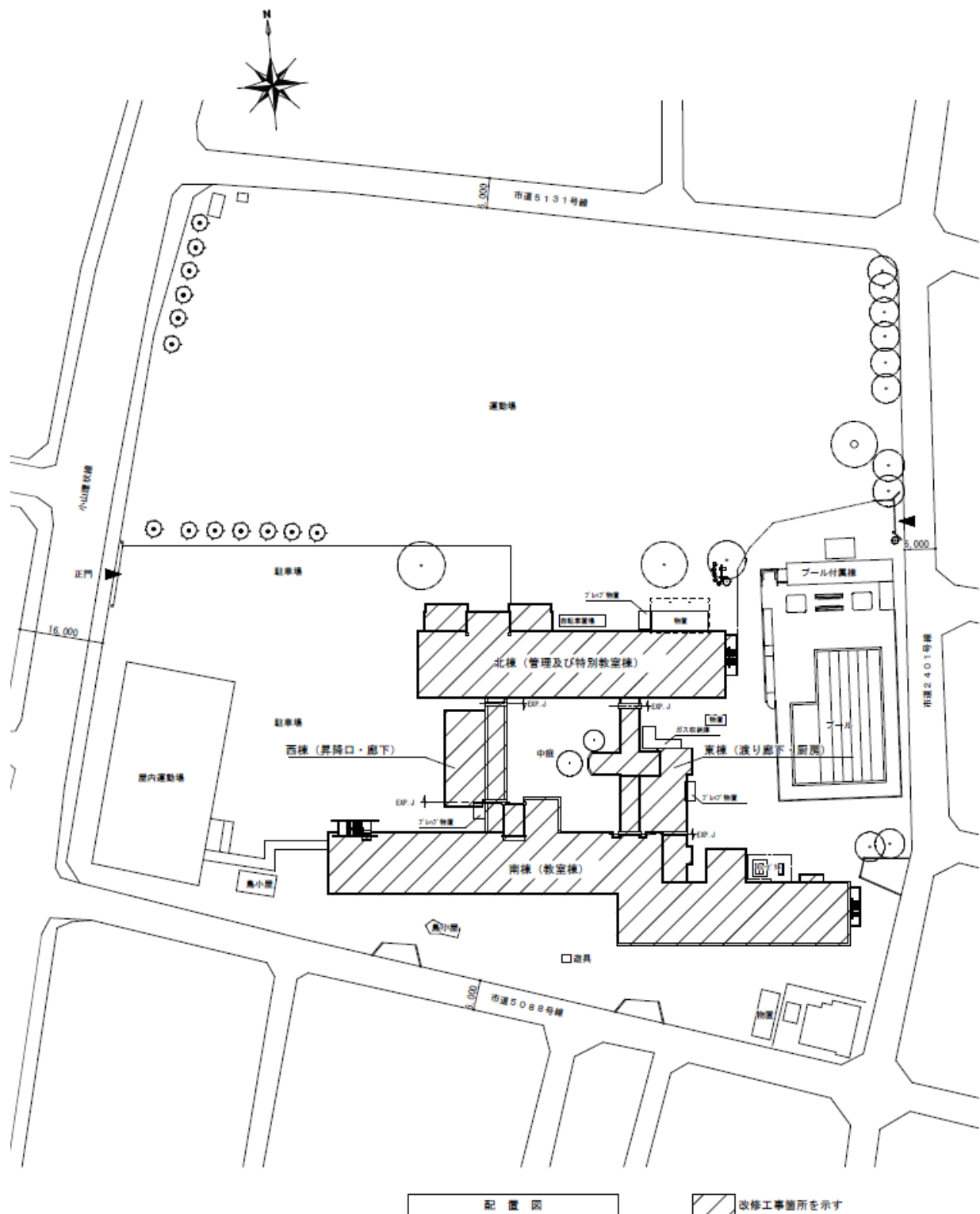
4. 工 事 内 容

屋上防水改修工事、外壁改修工事

(1) 校舎 鉄筋コンクリート造 地上4階建て
延床面積 6,682㎡

屋上：下地補修、シート防水、ウレタン塗膜防水

外壁：ひび割れ・欠損補修、防水形複層塗材E



入 札 經 過 調 書

5 No. 4

案件名：【R7-5】小山市立大谷北小学校校舎屋上・外壁改修工事

開 札 | 令和7年 5月16日

施工箇所： 小山市犬塚5丁目6番地10

予 定 価 格	2 5 6, 4 7 6, 0 0 0 円
消費税相当額	2 3, 3 1 6, 0 0 0 円

契 約 金 額	2 5 1, 3 5 0, 0 0 0 円
消費税相当額	2 2, 8 5 0, 0 0 0 円

[illegible]

※ 入札書記載金額に当該金額の10%に相当する金額を加算したものが、契約金額である。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 小山市立桑中学校校舎南棟屋上・外壁改修工事

2. 工 事 箇 所 小山市大字出井1859番地

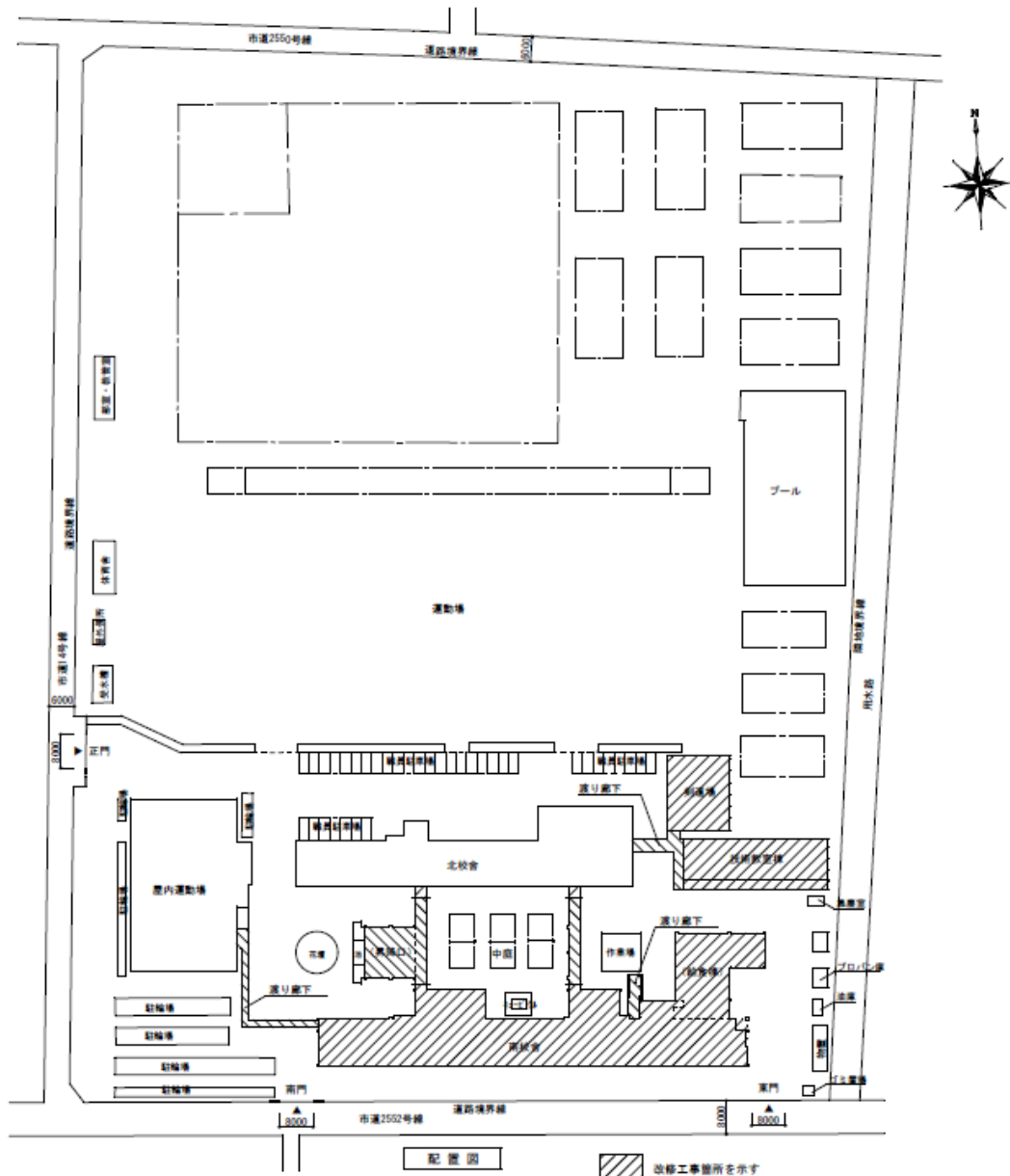
3. 工 期 令和8年2月27日完成

4. 工 事 内 容 屋上防水改修工事、外壁改修工事

(1) 校舎 鉄筋コンクリート造 地上3階建て
延床面積 3618.73㎡
屋上：下地補修、シート防水、ウレタン塗膜防水
外壁：ひび割れ・欠損補修、防水形複層塗材E

(2) 技術教室棟 鉄骨造 地上1階建て
延床面積 343㎡
屋上：下地補修、ウレタン塗膜防水
外壁：下地補修、DP 塗装

(3) 剣道場 鉄骨造 地上1階建て
延床面積 270㎡
屋上：下地補修、ウレタン塗膜防水
外壁：ひび割れ・欠損補修、防水形複層塗材E



入札経過調書

4 No.3

案件名：【R7-4】小山市立桑中学校校舎南棟屋上・外
壁改修工事

開札 令和7年 5月16日

施工箇所：小山市大字出井1859番地

予定価格	284,317,000円
消費税相当額	25,847,000円

契約金額	281,380,000円
消費税相当額	25,580,000円

業 者 名	第 1 回 順位		第 2 回		落 札 率		摘要
潮田建設(株)	255,800,000	1			98.97	%	落札
(株) 斉藤組	256,000,000	2					
(株) 乃木鈴建設産業	256,300,000	3					
鯉沼工業(株)	256,600,000	4					
(株) 保坂建築事務所	257,000,000	5					
(株) 板橋組	257,770,000	6					
(株) 山中組	257,800,000	7					
光洋建設(株)	258,000,000	8					
(株) 青木組	258,080,000	9					

※ 入札書記載金額に当該金額の10%に相当する金額を加算したものが、契約金額である。

工 事 概 要 書

- 1 工 事 名 大行寺橋架け替えに伴う下部工工事
- 2 工事箇所 小山市大字大行寺地内
- 3 契 約 日 令和6年8月1日
- 4 工 期 令和6年8月8日～令和7年7月15日
- 5 当初請負額 144,100,000円
- 6 変更請負額 179,454,000円

7 工事内容

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 橋梁下部工（逆T式橋台） | 2台 |
| (2) 橋梁基礎工（場所打ち杭 φ1200） | 8本 |
| (3) 橋梁撤去工（RC橋、パイルベント式橋脚、パイルベント式橋台） | 1式 |
| (4) 河川土工 | 1式 |
| (5) 仮設工 | 1式 |

8 変更内容

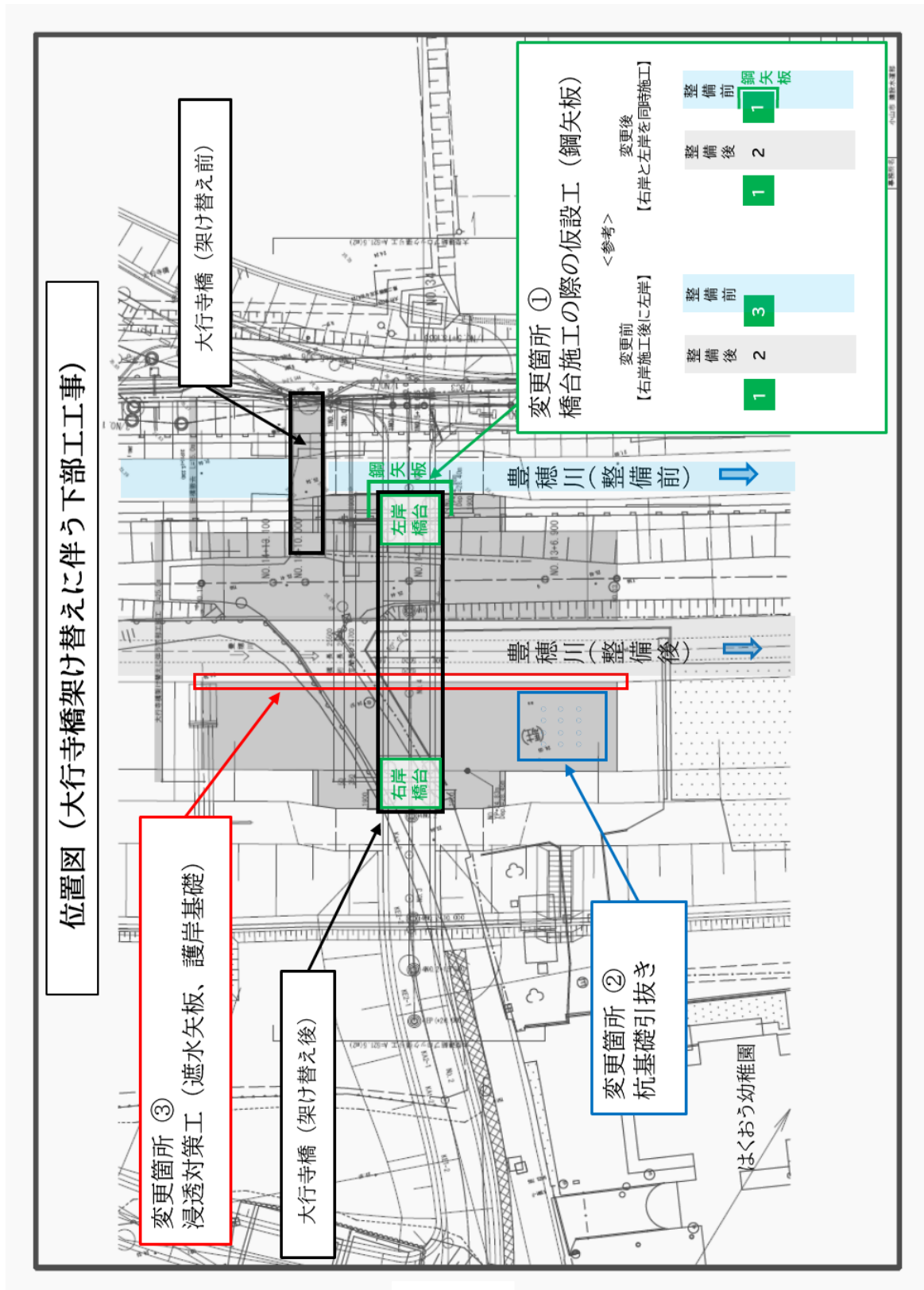
当初の工程は、右岸橋台施工後、設置位置が現河道内となる左岸橋台を、河道切替えを行ってから施工し、渇水期間中の令和7年5月までに完成させる予定であったが、右岸橋台の施工にあたり、近接している幼稚園との調整に不測の日数を要したため、渇水期間中に河道整備までを完了させるには、左岸橋台を設置する現河道を鋼矢板で切回し、橋台2基を同時に施工する必要があることから、仮設工の増工を行う。

また、築堤部分に旧建物の杭基礎が存置しており、河川管理者と撤去方法及び範囲について協議を行い、全引抜きとしたため杭基礎引抜きの増工を行う。

さらに、工事区間内にて掘削を行ったところ地下浸透水が確認され、本工事にて浸透

対策を行う必要性が生じたことから遮水矢板、護岸基礎の増工を行う。

以上に加え、工事を週休2日制としたこと、及び環境対策として施工ヤード内への防音シートや敷鉄板の設置、工事による通行止めに伴う迂回路整備、交通誘導員の配置検討による人員増など、周辺施設への対応が生じたことにより増工を行う。



災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車・水槽付消防ポンプ自動車の
仕様概要

- 1 車 種 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型） 1 台
小山市消防署 豊田分署
水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型） 1 台
小山市消防署 大谷分署

2 概要

本車両は、災害時における諸活動に迅速確実な対応をするため、堅固で耐久性に優れた7トン級ダブルキャブオーバー消防専用シャシにディーゼルエンジンを搭載し、運転操作しやすいオートマチックトランスミッション、消防ポンプ及び薬剤自動混合システムを装備するとともに、緊急走行時の安全性を考慮した各種装置が装備されています。

3 主な装備品

- (1) 散光式赤色警光灯
- (2) 電子サイレンアンプ
- (3) 薬剤自動混合システム
- (4) 特殊ノズル
- (5) 特殊ノズル用ホース
- (6) パワーカッター
- (7) ドライブレコーダー

入札経過調書(令和7年4月30日執行)

案件名	落札業者名	落札金額 (円:税抜) A	予定価格 (円:税抜) B	落札率 (A/B)	他指名業者結果 (円:税抜)	
災害対応特殊水 槽付消防ポンプ 自動車(Ⅱ型) 及び水槽付消防 ポンプ自動車 (Ⅱ型)の購入	長野ポンプ (株)東京営業 所	163,200,000	164,992,000	98.9%	長野ポンプ(株)東京営業所 (株)篠崎ポンプ機械製作所 栃木日野自動車(株)小山営業所 日本機械工業(株)本社営業部	163,200,000 165,000,000 170,000,000 178,000,000

消防ポンプ自動車の仕様概要

1 車 種 消防ポンプ自動車 1台

小山市消防団 第5分団（犬塚）

- 2 概 要 本車両は、災害時における諸活動に迅速確実な対応をするため、堅固で耐久性に優れた消防専用シャシにガソリンエンジンを搭載し、運転操作しやすいオートマチックトランスミッションを装備している普通免許で運転可能な車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ自動車となります。

3 主な装備品

- (1) 散光式赤色警光灯
- (2) 電子サイレンアンプ
- (3) 投光器
- (4) 発電機
- (5) 背負式散水装置
- (6) ドライブレコーダー

入札経過調書(令和7年4月30日執行)

案件名	落札業者名	落札金額 (円:税抜) A	予定価格 (円:税抜) B	落札率 (A/B)	他指名業者結果 (円:税抜)	
消防ポンプ自動車(第5分団)の購入	合資会社渡辺商店	20,850,000	21,000,000	99.2%	合資会社渡辺商店	20,850,000
					㈱モリタ東京支店	21,000,000
					栃木トヨタ自動車㈱栗宮店	21,500,000
					小池㈱	辞退
					㈱ナカムラ消防化学東京営業所	辞退
					㈱ネイチャー	辞退

- 1 氏 名 小曾根 裕美 (おぞね ひろみ)
生年月日 昭和 32 年 2 月 6 日
住 所 栃木県小山市大字横倉新田 3 6 2 番地 3 5

[任 期]

令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 10 年 9 月 30 日 (3 年)

[略 歴]

昭和 50 年	4 月～		小山市役所入庁
平成 23 年	4 月～平成 26 年	3 月	小山市立大谷公民館長
平成 26 年	4 月～平成 29 年	3 月	小山市市民生活部市民課長
平成 29 年	4 月～令和 4 年	3 月	小山市役所再任用職員
令和 4 年	10 月～現在		人権擁護委員 (1 期)

- 2 氏 名 老沼 潔 (おいぬま きよし)
生年月日 昭和 33 年 3 月 4 日
住 所 栃木県小山市乙女 1 丁目 10 番 16 号

[任 期]

令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 10 年 9 月 30 日 (3 年)

[略 歴]

昭和 56 年	4 月～		小山市役所入庁
平成 28 年	4 月～平成 29 年	3 月	小山市建設政策課長 (副参事)
平成 29 年	4 月～平成 30 年	3 月	小山市建設水道部次長 (参事)
平成 30 年	4 月～令和 5 年	3 月	小山市役所再任用職員

3 氏 名 山口 一信(やまぐち かずのぶ)
生年月日 昭和 32 年 6 月 27 日
住 所 栃木県小山市大字大本 484 番地 1

[任 期]

令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 10 年 9 月 30 日 (3 年)

[略 歴]

平成 26 年	4 月～平成 28 年	3 月	栃木市立皆川城東小学校校長
平成 26 年	4 月～平成 28 年	3 月	栃木市集会所運営委員
平成 27 年	4 月～平成 28 年	3 月	栃木市児童館運営委員会委員
平成 29 年	5 月～平成 30 年	3 月	栃木県県南健康福祉センター協議会委員
平成 28 年	4 月～平成 30 年	3 月	小山市立小山第二小学校校長
令和 7 年	4 月～現在		大内川自治会自治会長

小山市税条例の一部を改正する条例概要

小山市税条例(昭和 29 年条例第 7 号)の一部改正

No	小山市税条例	根拠法令 改正内容
1	第 36 条の 2 (市民税の申告)	【地方税法（以下「法」という。）第 321 条の 8】 ○第 10 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、項ズレを整備するもの
2	第 82 条 (種別割の税率)	【法第 463 条の 15】 ○軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴い、税率区分を改正するもの
3	第 89 条 (種別割の減免)	【法第 463 条の 23】 ○第 2 項 軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴い、減免申請書の記載事項に係る規定を整備するもの
4	第 90 条 (身体障害者等に対する種別割の減免)	【法第 463 条の 23】 ○第 2 項 道路交通法の改正による免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴い、減免申請時の運転免許証提示義務に係る規定を整備するもの ○第 3 項 免許情報記録個人番号カードが提示された場合の措置について規定するもの
5	附則第 11 条の 2 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)	【法附則第 15 条】 ○第 16 項～第 18 項 法改正に伴い引用規定の項ズレを整備するもの
6	附則第 11 条の 3 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	【法附則第 15 条の 9 の 3】 ○第 13 項 特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するもの ○第 14 項・第 15 項 前項の新設により項ズレを整備するもの

附則

No	小山市税条例	改正内容
7	第 1 条 (施行期日)	○この条例の施行日について規定するもの 令和 7 年 4 月 1 日を施行日とするもの

議案第 53 号
(専決処分の承認を求めることについて)

8	第 2 条 (固定資産税に関する経過措置)	○第 1 項 改正後の市税条例における固定資産税に関する部分は、令 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、従前のとおりとするもの
9	第 3 条 (軽自動車税に関する経過措置)	○第 1 項 改正後の市税条例第 82 条（第一号に係る部分に限る）に関する部分は、令 7 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税については、従前のとおりとするもの

小山市都市計画税条例の一部を改正する条例概要

小山市都市計画税条例(昭和 31 年条例第 34 号)の一部改正

No	小山市都市計画税条例	根拠法令 改正内容
1	附則第 3 項 (法附則第 15 条第 36 項の 条例で定める割合)	【地方税法 (以下「法」という。) 附則第 15 条】 ○項番号等 引用規定の項ズレを整備するもの
2	附則第 4 項 (法附則第 15 条第 37 項の 条例で定める割合)	【法附則第 15 条】 ○項番号等 引用規定の項ズレを整備するもの
3	附則第 5 項 (改修実演芸術公演施設に対 する都市計画税の減額の規 定の適用を受けようとする 者がすべき申告)	【地方税法附則第 15 条の 11】 ○項番号等 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律の改正に 伴い、引用規定の項ズレを整備するもの
4	附則第 15 項 (市街化区域農地に対して 課する都市計画税の課税の 特例)	○項番号等 引用規定の項ズレを整備するもの

附則

No	小山市都市計画税条例	改正内容
5	第 1 条 (施行期日)	○施行日 この条例の施行日について規定するもの 令和 7 年 4 月 1 日を施行日とするもの
6	第 2 条 (経過措置)	○第 1 項 改正後の都市計画税条例における都市計画 税に関する部分は、令 7 年度以後の年度分 の都市計画税について適用し、令和 6 年度 分までの都市計画税については、従前のと おりとするもの

小山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例概要

小山市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部改正

No	小山市国民健康保険税条例	根拠法令 改正概要
1	第 23 条 (国民健康保険税の減額)	地方税法（以下、法という。）第 703 条の 5、法施行令第 56 条の 89 ○第 1 項 第 2 号 政令改正に伴い、軽減措置のうち 5 割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずべき金額を改めるもの [現 行] 43 万円＋<u>29 万 5,000 円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋10 万円×(給与所得者等の数－1) [改正後] 43 万円＋<u>30 万 5,000 円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋10 万円×(給与所得者等の数－1) 第 3 号 政令改正に伴い、軽減措置のうち 2 割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずべき金額を改めるもの [現 行] 43 万円＋<u>54 万 5,000 円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋10 万円×(給与所得者等の数－1) [改正後] 43 万円＋<u>56 万円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋10 万円×(給与所得者等の数－1)

附則

2	第 1 項 (施行期日)	○この条例の施行日について規定するもの 令和7年4月1日を施行日とするもの
3	第 2 項 (適用区分)	○この条例の適用区分について規定するもの 本改正による規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、従前のとおりとするもの